

1 施設整備の基本理念及び基本方針について

【施設整備の基本理念】

地球に優しい「循環型社会」、「脱炭素社会」を目指し、
市民町民に親しまれる施設づくりを進めます

【施設整備の基本方針】

方針1	周辺環境に配慮し、安全・安心で安定した施設
方針2	限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しい施設
方針3	災害に対して強く、地域の拠点となる施設
方針4	経済性と効率性を勘案した施設
方針5	環境学習の場として、市民町民に開かれた施設

※基本理念、基本方針については今後検討していく中で、不整合がある場合は基本計画（素案）で修正を行います。

2 処理対象ごみ、整備する処理施設及び施設規模

「施設整備の基本理念及び基本方針」を念頭に、主要な処理施設のほか、その他処理施設、補助的な処理施設も含めて、メリット・デメリットや参考費用についての比較検討を行い、新たなごみ処理施設での処理対象ごみ、整備する処理施設及び施設規模等については、次のとおりとすることが適当であると考えます。

種別	処理対象ごみ	整備する処理施設	施設規模
主要な処理施設	可燃ごみ	可燃ごみ処理施設 (焼却(ストーカ式)を候補とする。)	147 t/日 (災害廃棄物含む)
その他処理施設等	粗大ごみ、不燃ごみ (プラスチック類を除く)	粗大・不燃ごみ処理施設	16.5 t/日
	プラスチック類 (容器包装プラスチック及び製品プラスチック)	プラスチック類資源化施設	20.8 t/日
	乾電池、蛍光管・水銀柱、 小型家電、不法投棄物、 処理困難物	ストックヤード (有害ごみ等)	700 m ²
補助的な処理施設	剪定枝	剪定枝資源化施設※	4.1 t/日

※剪定枝資源化施設の整備については、民間委託した場合の費用についても検証し、今後その方向性を決定する。

3 環境保全基準について

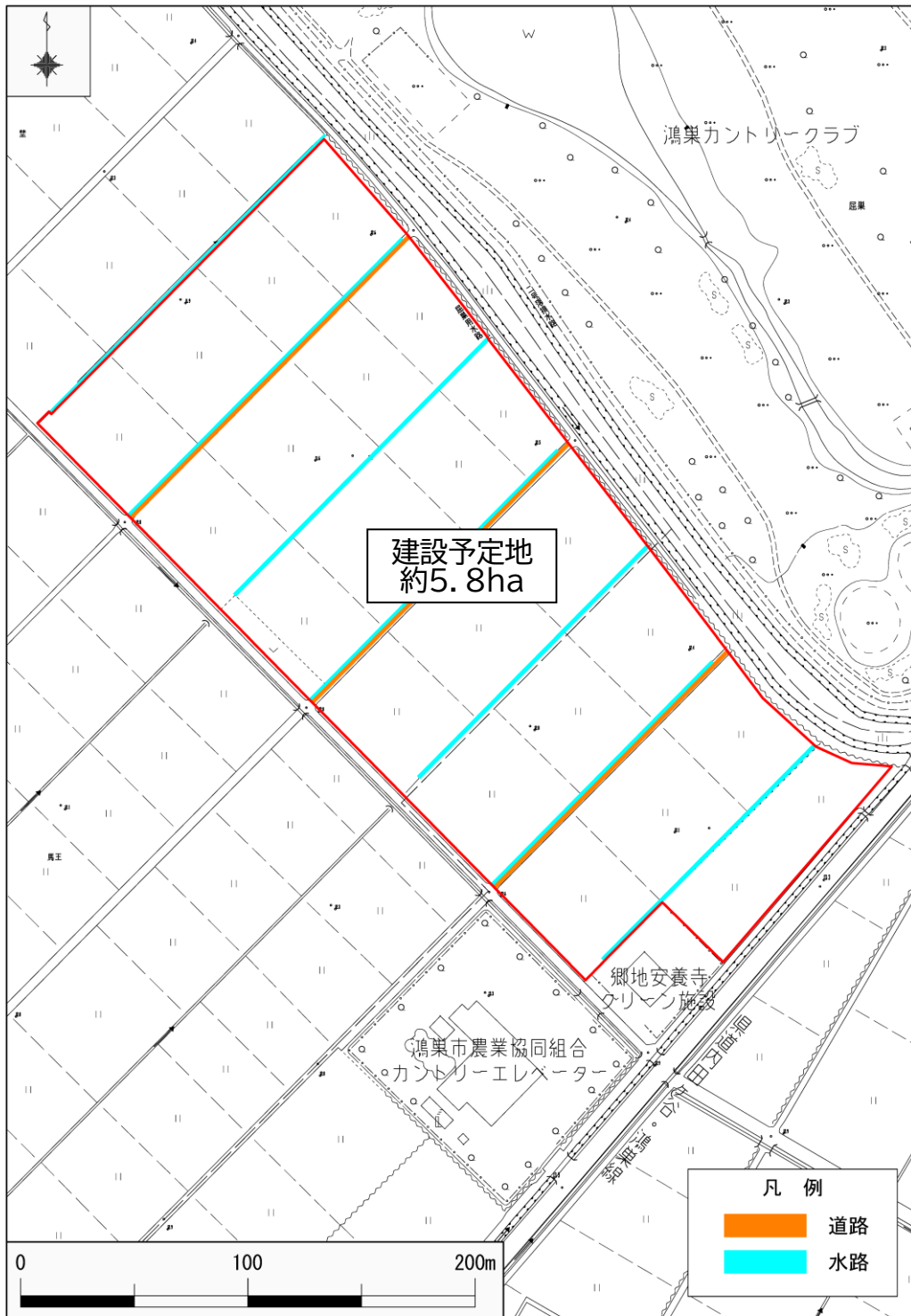
新たなごみ処理施設では、排ガスや悪臭、騒音、振動等に関する関連法規や条例を遵守するとともに、適正に公害防止を図り、安定した施設運営ができる様に排ガスについては公害防止基準（自主基準値）を設定し、次のとおりとすることが適当であると考えます。

項目		法令等基準値	自主基準値	関係法令・条例等
排ガス※	ばいじん (g/m ³ N)	0.04	0.01	大気汚染防止法、 埼玉県生活環境保全条例
	硫黄酸化物 (ppm)	K 値規制以下	20	
	窒素酸化物 (ppm)	180	50	
	塩化水素 (ppm)	123	20	
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.01	ダイオキシン類対策特別措置法
	水銀 (μg/m ³ N)	30	30	大気汚染防止法
	一酸化炭素 (CO) (1 時間平均) (ppm)	100	100	廃棄物処理法
騒音	朝 (AM6-AM8) (dB)	50	—	騒音規制法 2 種規制区域 (用途区域の指定のない区域)、 埼玉県生活環境保全条例等
	昼間 (AM8-PM7) (dB)	55		
	夕 (PM7-PM10) (dB)	50		
	夜間 (PM10-AM6) (dB)	45		
振動	昼間 (AM8-PM7) (dB)	60	—	振動規制法 1 種規制区域 (用途区域の指定のない区域)、 埼玉県生活環境保全条例等
	夕 (PM7-AM8) (dB)	55		
悪臭	敷地境界	臭気指数 15	—	悪臭防止法、 埼玉県生活環境保全条例等
	排出口	悪臭防止法 換算式による		
排水	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	—	ダイオキシン類対策特別措置法
	水質汚濁防止法に 定める項目	法・条例 規制値による	—	水質汚濁防止法、 埼玉県生活環境保全条例等

※排ガスに係る基準値は、酸素濃度 12%換算値

4 建設予定地の敷地範囲について

整備する施設の配置や県道の渋滞回避、災害廃棄物仮置場の機能の確保、緑地や調整池の配置等についてまとめた施設配置方針をもとに施設等面積及び配置図を検討した結果として、建設予定地の敷地範囲を次のとおりとすることが適当であると考えます。



添付資料

第1回から第6回建設検討委員会で使用した資料及び会議録 1式